

# 災害時における迅速・円滑な状況把握と情報管理に向けた 映像伝送システム構築業務委託 業務説明書

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではない。

## 1 委託業務名

災害時における迅速・円滑な状況把握と情報管理に向けた映像伝送システム構築業務委託

## 2 履行期間

契約締結日から令和8年10月31日まで

## 3 履行場所

横浜市役所

## 4 背景と目的

各区局が収集した映像情報を迅速に共有し、一元化する手段が不足していたため、移動型映像伝送端末の導入により、災害現場から市・区本部への災害情報の早期共有を行う。

また、災害現場からの迅速・確実な映像情報の共有により、現場から離れている市本部や区本部にて、リアルタイムに災害状況を確認し適正に状況を把握することで、応急対策の早期決断に繋げる。

## 5 本システム導入による効果

- (1) 本部長等が避難指示の発令等的確な意思決定ができるとともに、早期に関係局や他機関への応援体制が構築でき、円滑な現場の支援活動等が可能となる。
- (2) 事故・発災時等の現状把握や、大規模イベント等の雑踏監視時、関係機関と映像を共有することで円滑な連携が図れ、情報収集体制を省力化することができる。
- (3) 災害や訓練の映像を、防災・減災に関する啓発用資料や研修資料として活用できる。

## 6 調達範囲

移動型映像伝送端末20台、オンプレミス用サーバ1台及びネットワークスイッチ等その他周辺装置

## 7 作業工程

契約締結日から概ね3か月間をシステム導入期間とし、サーバの設置、閲覧環境の準備・設定、動作テスト等を行うこと

## 8 要件

映像伝送システム構築にあたっては下表の要件を満たすこと

視点	必要項目	要件
(1)映像 伝送端末	ア. 携帯性	持ち運びしやすい
	イ.使いやすさ	(ア) 初めて映像伝送端末に触った人でも直感的に使える (イ) 映像伝送端末を使用する際に特別な準備が不要 (ウ) ボタンの押しやすさ等、消防部隊の手袋をしていても使える
	ウ.映像データの品質	手ブレ補正等、ブレを補正する仕組みを有する
	エ.ハンズフリー	現場の職員の業務の妨げにならない
	オ.撮影場所の位置情報	撮影場所の位置情報が正確である
	カ.同時利用可能端末数	同時に使用可能な映像伝送端末は5台以上
	キ.暗所の撮影	暗所においても鮮明に撮影することができる
	ク.耐久性	耐粉塵、耐熱性、耐水性、耐湿性、耐衝撃性、耐久性等(IP66以上)
(2)データ 転送	ア.主要モバイル回線(LTE 回線)	主要モバイル回線(LTE回線)に接続してデータを転送できる
	イ.通信速度/帯域やシス テム構成毎のデータ転送の安 定性と遅延	(ア) データに途切れが発生しにくい機能をもつこと (イ) 撮影した映像がダッシュボードに表示されるまでのタイムラグ が発生しにくい仕組みをもつこと
	エ.位置情報	撮影場所を地図上にプロットできる
	ア.画像・映像データの表示	(ア) 映像データをリアルタイムに表示できる (イ) 過去の画像・映像データを表示できる (ウ) LIVE 映像と録画映像を同一のシステムで管理できる (エ) 画像と映像を同一のシステムで管理できる
(3)画像・ 映像管理 システム (データ管 理)	イ.画像・映像データの保管	画像・映像データの保管期間や保管方法(圧縮など)を変更でき る。
	ウ.操作性	(ア) 画像・映像のソート・検索がしやすい (イ) レスポンスがスムーズである(固まらない)
	エ.同時表示映像数	(ア) 一画面の同時表示映像数が5以上であること (イ) 画面に表示する映像を選択できる
	オ.同時アクセスユーザー数	同時に複数アクセスできる(5ユーザー以上)
	カ.データフォーマット	映像データがmp4形式でダウンロードできること
	キ.利用者権限	管理者権限と利用者権限を分け、管理者権限において利用者 権限の機能を絞ることができる
	ク.アクセスログ	(ア) 管理者権限においてログイン履歴(操作年月日時、操作部 署)の管理・把握ができること (イ) 操作記録(アクセスログ、ダウンロード履歴)を保存すること
	ア.生成AI	生成AIを使用しないこと
(4)その他	イ.製品サポート	製品サポートを5年間とすること
	ウ.バックアップ	バックアップの方法や復旧方法についても提案すること

## 9 実施体制

本業務説明資料(仕様書)に定める業務内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること

また、体制を変更する必要が生じた場合には、事前に委託者の承認を得ること

## 10 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項(仕様変更、機能追加等)がある場合は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

## 11 セキュリティ

- (1) サーバの設置場所は横浜市庁舎であること
- (2) 通信経路及びデータの暗号化、通信回線の監視、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入、セキュリティパッチの適用など、安全な管理のために必要な対策を行うこと
- (3) ID を発行する時には、それぞれに推測困難なパスワードを設定することができること
- (4) 管理者アカウントのアクセス元 IP アドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じること
- (5) 脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じて適切に対応すること
- (6) WAF(Web Application Firewall) や仮想パッチ等、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入すること
- (7) 記録した情報を破棄する際は確実なデータ消去をすること
- (8) インシデント発生時等の緊急時連絡体制表を提出すること

## 12 再委託

原則として本業務の全部または一部を第三者に委託したまでは請負わせることはできない。ただし、事前に協議し、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

この場合、受託者は当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

## 13 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、別記の各文書を遵守すること
  - ア 委託契約約款
  - イ 個人情報取扱特記事項
  - ウ 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- (2) 委託者の要求に応じて、情報の削除を行うこと
- (3) 納品物については、横浜市に帰属するものとする